

生駒市条例第29号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）第2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）第6条ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項ただし書

(4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例第6条ただし書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。